

---

# 模擬裁判によるコミュニケーション能力向上の検証

## —4 学科共通「コミュニケーション論」を対象として—

石垣 明子

---

### 要約

社会人に強く求められる能力としてコミュニケーション能力が挙げられるが、コミュニケーション能力は非言語的な能力も言語的な能力も含み、能力の向上を測る指標が明確でないことが指導の難しさの要因となっている。経済産業省は、社会人基礎力としてコミュニケーション能力を明確にする12能力要素を挙げている。本稿ではその中でもコミュニケーションに直接関係すると思われる「主体性」「課題発見力」「発信力」「傾聴力」の4つの能力要素について、実社会につながる学習（模擬裁判）を用いし、4つの能力要素によってコミュニケーション能力の向上を測ることができるかどうかを調査し検証した。その結果、4つの能力要素によってコミュニケーション能力を測ることは可能であることがわかった。本学のコミュニケーション論の授業は大学初年次の必修科目であることから、コミュニケーション能力を社会人基礎力として位置付け、専門知識や基礎学力を社会に活かす手立てとして有効に活用することが望ましい。

キーワード：コミュニケーション能力 論理的な思考力 社会人基礎力 模擬裁判

### 0. はじめに

メディア社会学科をはじめ、看護学科、理学療法学科および保健栄養学科における大学初年次の必修科目「コミュニケーション論」（石垣担当）では、論理的な思考を踏まえたコミュニケーション能力の向上につとめている。単に言語的コミュニケーションができれば良いというのではなく、根拠を踏まえ自己の考えを論理的かつ説得的に述べることで、的確に伝わる言語的コミュニケーション能力の育成を目指している。

論理的な思考力については、中等教育課程でも大きな課題となっており、2000年から経済協力開発機構（OECD が実施する学習到達度調査（Programme for International Student Assessment, PISA）の次のような結果を見ても日本の15歳児（調査対象児）が十分な論理的な思考力を持っているとは言い難い。2000年調査の読解力調査では32か国中8位、2003年調査の読解力調査では41か国中14位、2006年調査の読解力調査では57か国中15位、2009年調査の読解力調査では65か国中8位という順位であり、特に根拠を踏まえて自己の考えをまとめる記述については無解答の割合が高いことが問題となっている。

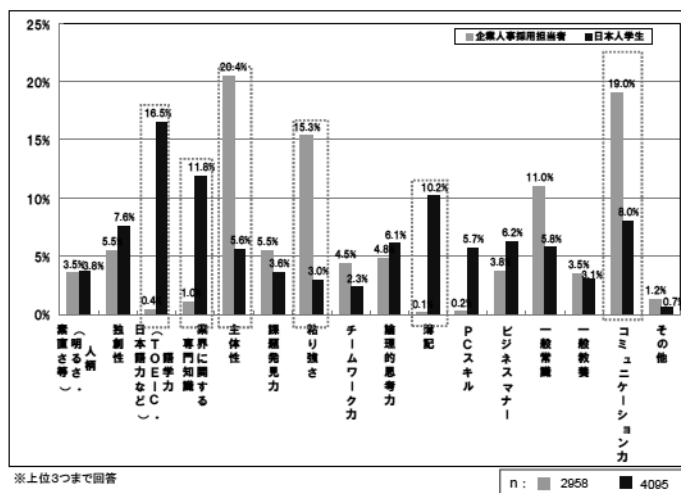
こうした論理的な思考力の不足の原因として、日常のコミュニケーション場面で論理的に述べる必要性が低いことが挙げられると筆者は考えている。コミュニケーションには非言語的コミュニケーションと、言語的コミュニケーションがあるが、近年若者が好んで使う「空気を読む（自分の考えを述べずに周りの言動を容認すること）」の言葉が象徴するように、非言語的コミュニケーションが言語的コミュニケーションを凌駕する傾向がある。

しかしながら、現代社会において的確に自己の考えを伝えるためには、論理的な思考を踏まえたコミュニケーション能力は必要不可欠であり、本稿では現代社会において必要とされるコミュニケーション能力を、経済産業省の提示する社会人基礎力として再確認するとともに、模擬裁判による学習を具体的な実践例として挙げてその効果を検証する。

### 1. 現代社会において必要とされるコミュニケーション能力

現代社会で必要とされるコミュニケーション能力を検討する前に、まず大学初年次のコミュニケーション能力育成の意義について考える必要がある。中等教育を終えたばかりの大学1年生は、それまでのコミュニケーションの場が学校内やバイト先など身近な場所に限られることから、コミュニケーションを友好的対人関係を築くための方法と認識していることが多く、実社会が求めるコミュニケーション能力と、学生が認識しているコミュニケーション能力には相違がある。表1は経済産業省が「大学生の『社会人観』の把握と『社会人基礎力』の認知度向上実証に関する調査』を実施し、その結果を平成22年6月に公表したのだが、企業側が（学生が）不足していると思うコミュニケーション能力の数値が19.0%であるのに対して、学生自身が不足していると思うコミュニケーション能力は8.0%とその半分にも満たない。

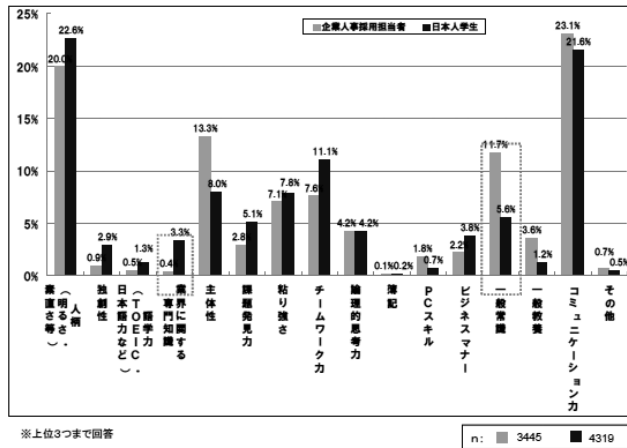
表1 自分に不足していると思う能力要素【対日本人学生】  
学生に不足していると思う能力要素【対企業】



(『大学生の「社会人観」の把握と「社会人基礎力」の認知度向上実証に関する調査』 経済産業省 2010年)

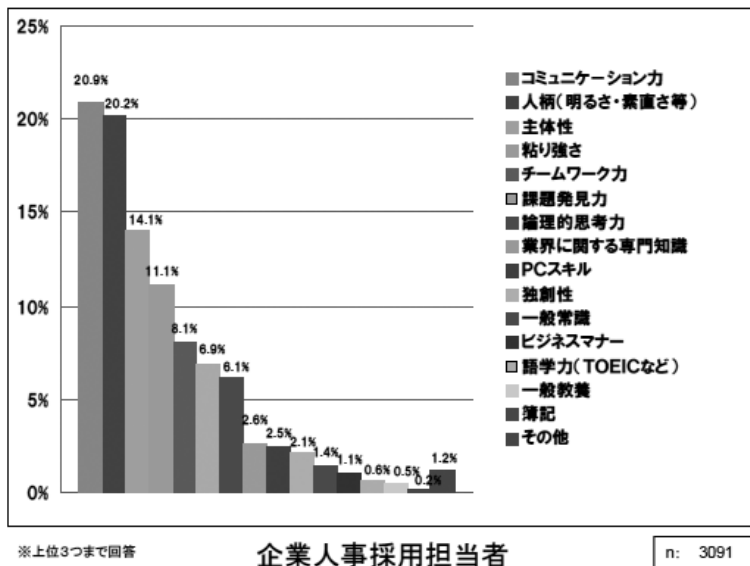
一方、社会に出て活躍するために必要だと考える能力要素を示した表2では、企業は最も必要な能力と認識しており（企業人事採用担当者23.1%）、学生もまたコミュニケーション能力の必要性を認識している（日本人学生21.6%）。表3の通り、実際「自社で活躍している若手人材が共通して持っている能力要素」としてコミュニケーション能力を挙げる会社が最も多い（20.9%）。

表2 社会に出て活躍するために必要だと考える能力要素【対日本人学生・対企業】



(『大学生の「社会人観」の把握と「社会人基礎力」の認知度向上実証に関する調査』経済産業省 2010年)

表3 自社で活躍している若手人材が共通して持っている能力要素【対企業】



(『大学生の「社会人観」の把握と「社会人基礎力」の認知度向上実証に関する調査』経済産業省 2010年)

こうした状況を踏まえ、大学初年次に行うコミュニケーション論の授業で肝要なのは、高校を卒業したばかりの大学1年生が考えるコミュニケーションと、実社会が求めるコミュニケーションとの違いをまず認識させることである。そもそもコミュニケーション能力育成の難しさはその言葉の抽象度にあり、コミュニケーション能力には非言語的要素も言語的要素も含まれ、今日ではデジタルデバイスによる情報活用能力も新たにコミュニケーション能力として加わることが多くなってきた。

そのため、網羅的にコミュニケーション能力の育成を語ると、心理学や文化人類学、教育学や情報学など学際的な背景をもとに概説的に説明せざるを得なくなる。だが、実社会が求めるコミュニケーション能力は現実社会に即した実戦的な内容であり、その一つの指針が経済産業省による「社会人基礎力の能力要素」(表4)である。

これまで各企業は人事採用の要件として「コミュニケーション能力」という言葉を独自に使ってきたが、包括的なこの言葉を明確にするため、経済産業省は「社会人基礎力の能力要素」として細分化して明示し、今日では企業間の、あるいは企業と学生との共通言語として浸透しつつある。経済産業省は社会人基礎力を「組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力」としており、その位置づけを次の図1のように示している。

従来は学力を測定すれば社会人基礎力も測ることができると考えており、「基礎学力=(社会に対応できる)基礎力」という能力評価をしていた。しかし近年はこの関係が成り立たなくなっており、基礎学力と社会人基礎力をそれぞれ別に評価する必要があると考えるようになってきている。

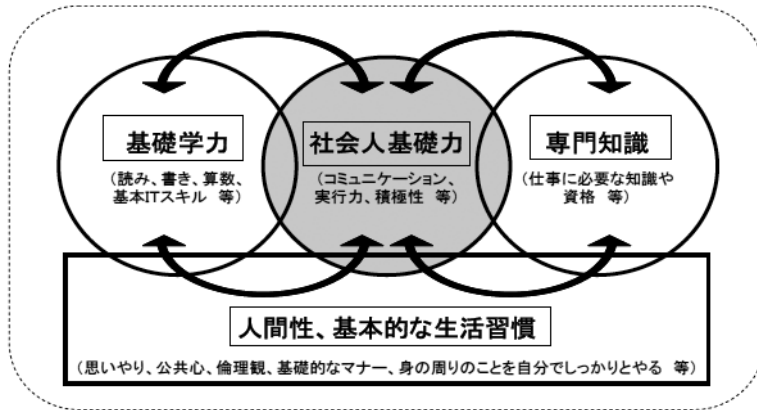
このような社会人基礎力と基礎学力とを区別する考え方は世界の潮流であり、社会人基礎力に相当する言葉は多くの国に存在する。たとえば、アメリカでは社会人基礎力に相当する言葉として Basic skills があり、イギリスでは Core skills, オーストラリアでは Key competencies, ニュージーランドでは Essential skills, カナダでは Employability skills, ドイツでは Key qualification, フランスでは Transferable skill がある。

表4 社会人基礎力の3つの能力・12の要素

分類	能力要素	内容
前に踏み出す力 (アクション)	主体性	物事に進んで取り組む力
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力
	実行力	目的を設定し確実に行動する力
考え抜く力 (シンキング)	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力
	創造力	新しい価値を生み出す力
チームで働く力 (チームワーク)	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力
	状況把握力	自分と周囲の人々と物事との関係性を理解する力
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力
	ストレスコントロール力	ストレスの発生源に対応する力

(『社会人基礎力のススメ』 経済産業省 2006年)

図1 職場や地域社会で活躍する上で必要となる能力について



(社会人基礎力に関する研究会「中間取りまとめ」(概要) 経済産業省 2006年)

社会人基礎力にコミュニケーション能力はどのような形で位置づいているのか、改めて表4を見ると、コミュニケーション能力は細分化された要素として明示されていることがわかる。例えば言語的コミュニケーションの能力要素として「発信力」や「傾聴力」が挙げられるが、自分の考えを発信していくためには「課題発見力」は必要不可欠であり、課題を発見するためには進んで課題に取り組む「主体性」が無くてはならない。いずれの能力要素も単独で働くのではなく、連動して働くことで、実社会において意味をなす活動となる。

## 2. 論理的な思考とコミュニケーション能力

必修科目として「コミュニケーション論」で重視すべきは、各学科の専門科目はもちろんのこと、将来どのような業種、職種においても必要となる「主体的」に「課題を発見」し、課題に対する自己の考えを意見として「発信」する力と、他が発信した意見を「傾聴」する力である。このような力を本稿冒頭では、「論理的な思考」を踏まえたコミュニケーション能力と呼んだが、社会人基礎力として細分化すると4つの能力要素が関係している。

即ち、前に踏み出す「主体性」と考え抜く「課題発見力」、チームワークで働く「発信力」および「傾聴力」の4つの能力要素である。経済産業省は、主体性とは「物事に進んで取り組む力」であり、課題発見力とは「現状を分析し目的や課題を明らかにする力」、発信力は「自分の意見をわかりやすく伝える力」、傾聴力は「相手の意見を丁寧に聴く力」としている。

このような力を総合的に育成するために、経済産業省は産学連携によるインターンシップやプロジェクト型学習（企業の実際の課題等についてその解決策をチームで検討する学習方法）を推奨しているが、就職を目前に控えた大学3年次では有効な学習であるに違いない。だが大学初年次の段階では、「なぜ」主体的に課題を発見し、意見をまとめ発信する必要があるのか、まずその意義を授業で認識させる必要がある。

大学初年次の必修科目であるコミュニケーション論では直接民主主義の根幹となる裁判員制度の

模擬裁判を通して、コミュニケーションに含まれる4つの能力要素：主体性・課題発見力・発信力・傾聴力を認識させるとともに、その意義を理解させたいと考えている。

### 3. コミュニケーション論科目における模擬裁判の活用

国民が司法に参加する裁判員制度は直接民主主義の根幹をなすものであり、私たち国民は意義深いこの制度を、確かな論理的な思考力とコミュニケーション能力で支えていく必要がある。議論や論証の構造を判断する活動はその軸となる活動であり、本稿で紹介するコミュニケーション論の実践例では模擬裁判を通して、議論や論証の構造を判断する力を育成し、思考の過程や結論を適切に表現する力を育成することをそのねらいとしている。

裁判員制度における裁判は自由心証主義に基づいており、証拠の価値判断は裁判員と裁判官の自由な判断に委ねられているが「本当に出されている証拠だけで有罪と言えるのか」、「証拠間に矛盾が感じられるが、間違いのない証拠なのか」といった、合理的な疑問（裁判員の心の中に起こる禁じえない疑問）がないことを確認し、自己の推論の構造の適否を論理的な思考のもとに判断する必要がある。

議論や論争の論点・争点について、前提となる暗黙の了解や根拠、また、推論の構造などを明らかにするとともに、その適否を判断して思考の過程や結論を適切に表現することを国民の義務としている法律に、裁判員法（『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』平成16年法律第63号）の第66条がある。裁判員法の「評議」の項目で、「裁判員は評議に出席し、意見を述べなければならない。」（第66条）としており、裁判員は裁判で見聞きした内容を単に印象として述べるのではなく、根拠を踏まえ、冷静な判断のもとに心証を他の裁判員や裁判官にわかるように意見を述べる必要がある。

また、裁判員の議論（評議）は「評議は乗り降り自由」の原則に基づいており、自身がまず根拠を踏まえた意見を述べることはもちろん必要であるが、他の人の意見を傾聴し自分の意見より他の人の意見の方がより確かな根拠を踏まえた意見であると判断した場合は意見を変え、議論や論証の構造を適切に判断することが求められる。

#### （1）学習活動の概要

##### ①学習目標

議論や論争の論点・争点について、前提となる暗黙の了解や根拠、また推論の構造などを明らかにするとともに、その適否を判断して思考の過程や結論を適切に表現するコミュニケーション能力を身に付けさせる。

##### ②学習概要

（1）裁判員の責務を知る。刑事裁判の審理の流れについて理解させる。

（前に踏み出す力：主体性）

（2）裁判記録（資料1）の朗読を聞く。重要だと思う内容をメモさせる。

（前に踏み出す力：主体性）

- (3) 評議を行う。6人1グループで評議をさせ、争点を明確にししながら、証拠に照らして有罪か無罪か、有罪ならば量刑を決めさせる。  
 (考え抜く力：課題発見力)  
 (チームで働く力：発信力および傾聴力)
- (4) 判決を出す。各グループの評議の結果とその根拠を全体場で発表させ、根拠と主張との関係について適切であるかどうか、また適切に伝えることができているかどうかを教師が教示する。  
 (チームで働く力：発信力および傾聴力)

(2) 評価

前に踏み出す力	考え抜く力	チームで働く力
主体性：裁判員としての社会的責務の重要性を認識し、審理の内容を真摯に理解しようとしている。	課題発見力：争点を明確にし、出された証拠に合理的な疑問がないかを検討している。	発信力：論拠に基づいて、自分の考えをまとめようとしている。 傾聴力：異なる考えを尊重し、論拠の妥当性を判断しながら話し合おうとしている。

4. 模擬裁判によるコミュニケーション能力およびリテラシー向上の検証

本稿の目的は、コミュニケーション能力を社会人基礎力として位置付け、その能力要素によって、模擬裁判による学習指導の効果を検証することにある。即ちコミュニケーション能力と言うと、一般的には包括的で多面的な側面を持つためその向上を評価することは難しいが、限定され細分化された能力要素として見た場合に効果の検証が可能かどうかを考察することが本稿の目的である。

調査は学習概要に基づき次のような調査手順で行った。

(1) 調査概要

- ①調査日時 第1回 2012年11月14日 午前10時40分～午後12時10分  
 第2回 2012年11月21日 午前10時40分～午後12時10分  
 第3回 2012年11月28日 午前10時40分～午後12時10分

②調査対象者

つくば国際大学 医療保健学部 看護学科1年生 79名

- ③調査手順（3回の調査各回で以下の手順で調査を行った。なお、各回で裁判記録は異なる内容を朗読したが、本稿では第1回の裁判記録のみを参考資料として添付する。）

(1) 裁判記録（資料1）の朗読を聴く。重要だと思う内容をメモさせ、自分の考えをまとめさせた。メモ内容は授業終了時にチェックした。

(前に踏み出す力：主体性)

(2) 評議を行う。まず配付した用紙（資料2）に(1)で書いたメモを見ながら争点を整理して自分の意見を記入させた。(考え抜く力：課題発見力) その後、6人1グループで一人一人が、資料2の用紙に記述した内容を見ながら発表し、証拠に照らして有罪か無罪か、有罪ならば

量刑を決め、評議によって最初に記入した自身の意見が変わった場合は、変更した意見を資料2の用紙に記入させた。また、他の人の意見や根拠、その説明などをメモさせた。

(チームで働く力：発信力・傾聴力)

#### ④分析の方法

- (1) 主体性の有無の判断：ノートにメモがあり、さらに有罪（実刑や執行猶予など）や無罪の記述が用紙に記入されていたものを主体性があるとみなした。
- (2) 課題発見力の有無の判断：用紙に有罪や無罪などの記述があり、さらにその根拠が明確に記述されているものを課題発見力があるとみなした。
- (3) 発信力の有無の判断：用紙に有罪や無罪などの記述があり、その根拠を明確にした上で、さらに根拠を用いて有罪や無罪との関係を述べているものを発信力があるとみなした。
- (4) 傾聴力の有無の判断：変更した意見を用紙に記述しているもの、あるいはノートに他の人の意見のメモがあり、意見に変更なしと書かれているものを傾聴力があるとみなした。

#### (2) 調査結果（調査対象：看護学科1年生79名 数値は各能力要素が「有る」と判断した人数）

能力要素	第1回調査 2012年11月14日	第2回調査 2012年11月21日	第3回調査 2012年11月28日
主体性	79名 (100%)	79名 (100%)	79名 (100%)
課題発見力	70名 (89%)	75名 (95%)	75名 (95%)
発信力	50名 (63%)	62名 (78%)	71名 (90%)
傾聴力	79名 (100%)	79名 (100%)	79名 (100%)

#### (3) 検証と考察

調査結果から、次のようなことがわかった。

- ① 主体性について：ノートにメモした内容に基づいて、100%の学生がどのような刑が適当か自身の考えを主張しようとする主体性が認められた。
- ② 課題発見力について：5%の学生が(1)で主張する考えに対し、審理で出された証拠（主に被告人の言葉や証人の言葉：人証）を分析し根拠として適切な事実を見出すことができなかった。
- ③ 発信力について：回を追うごとに、多くの学生が(2)で提示した根拠を使って(1)の主張をわかりやすく伝えることができるようになってきているが、10%の学生が根拠を使ってわかりやすく伝えることができなかった。
- ④ 傾聴力について：100%の学生がグループの他の人の意見を聴き、自分の考えを再考する様子が認められた。

以上のことから、100%の学生がノートにメモするなどして模擬裁判に参加し、主張をしようとする主体性が見られた。また傾聴力についても、100%の学生が相手の意見を聴き、自身の意見を再考することができていた。しかし、主張に対する適切な根拠を見出すための分析力が不足



する学生が5%存在し、また主張の根拠となる事実に基づいて主張をわかりやすく伝える力が不足する学生が10%存在している。今後も根拠を見出す演習を重ね、根拠に基づいて主張をわかりやすく伝える力を継続して育成する必要がある。

## 5. まとめと今後の課題

本稿の目的は、コミュニケーション能力を社会人基礎力として位置付け、その能力要素によって、模擬裁判による学習指導の効果を検証することにあった。調査結果からコミュニケーション能力を細分化された能力要素として見ると、コミュニケーション能力のどのような側面がどのくらい不足しているのかを特定するとともに、コミュニケーション能力の向上についても数値で示すことができた。

コミュニケーション能力の有無について、ともすると非言語的な印象（例えば「しぐさ」）に偏った評価をしたり、コミュニケーションの一つの能力要素（例えば「発信力」）の有無だけで評価をしたりしがちである。本学のコミュニケーション論の授業は大学初年次の必修科目であることから、専門知識や基礎学力を活かす力となるようなコミュニケーション能力を育成することが望ましく、そのための手立てとして社会人基礎力の能力要素を、コミュニケーション能力を測る評価指標として活用することは有効である。

今後は本稿で取り上げなかったその他の社会人基礎力の能力要素についても、コミュニケーション能力を測る評価指標として有効かどうかを検討したい。

### 【資料1】（第1回模擬裁判朗読資料）

裁判記録 〈入部明子著『体験！裁判員』（明治書院）より一部引用〉

#### 【起訴状朗読】

裁判長「それでは開廷します。被告人は前へ出てください。被告人は自分の名前と現住所を言うてください。」

被告人「名前は吉田五郎です。現住所は横浜市緑区5-6-7です。」

裁判長「被告人には黙秘権があります。答えたくない質問には答える必要がありません。審理の最後まで黙っていることもできます。ただし、ここで述べられたことは被告人にとって有利なことも不利なことも、すべて証拠となりますので、気をつけてください。」

検察官「公訴事実。被告人は平成19年3月8日に、横浜市緑区のマンション九階903号室に強盗目的で侵入。903号室に居住する女性に見つかり、大声で騒がれないよう暴行、脅迫し、傷を負わせたものである。罪名及び罰状、強盗致傷。刑法240条。」

裁判長「(被告人に) 起訴状で読み上げられた公訴事実間違いありませんか。」

被告人「はい。間違いありません。」

【冒頭陳述】

続いて検察官による冒頭陳述が始まった。

裁判長「では冒頭陳述にうつります。検察官。」

検察官「被告人は本年3月8日午前3時頃、横浜市緑区にあるマンションの9階踊り場から、マンション903号室のベランダに侵入した。被告人は郵便受けにたまった郵便物と部屋の電気が消えていることから、居住者は留守であると判断。ベランダから室内に侵入することを試みようとした。しかし、マンション903号室に居住する女性は室内で寝ており、物音がするのを不審に思い、音のするベランダに近づいてみると、室内に侵入しようとしていた被告人とガラス戸越しに遭遇した。被告人は、姿を見られては侵入して目的を果たすほかないと考え、ガラス戸から室内に侵入、恐怖で怯えている被害者（居住者）に、「声を出さな、声を出すと痛い目にあうぞ。」と脅し被害者を押し倒した。被害者が床に転がった携帯電話で助けを呼ぼうとすると、被告人は携帯電話を取り上げた。被告人に押さえつけられ、結束バンドで縛られて動けなくなった被害者は、強姦されるのではないかと思い、被告人にやめるようにと訴えると、被告人は「そんなつもりはない。クレジットカードを出せ。」と被害者をおどし、略取したものである。」

弁護士「犯罪事実は争いません。しかしながら、被告人は事故で車を壊すなどたびかさなる不遇によって今回の犯行を思いつき、現在は後悔の念で強い反省の意思を持っております。被害者には謝罪の手紙を送っており、被告人と被害者との間にはすでに示談が成立しております。」

【証拠調べ】

裁判長「公判前整理により、犯罪事実は争いませんので、争点はどのような刑を科するのが適切かということになります。それでは証拠調べ手続きに入ります。弁護士は検察官の申請証拠について異議その他はありませんね。では検察官は証拠と立証趣旨を述べてください。」

検察官「甲第1号証ですが、これは被告人が侵入したマンションの写真です。」

「甲第2号証は、被告人が侵入したマンション9階の階段部分の写真です。」

「甲第3号証は、被告人が侵入したマンション9階903号室のベランダの写真です。」

「甲第4号証は、被告人が犯行時、所持していたナイフです。」

「甲第5号証は、被害者が被告人に押し倒され、引きずられた際に出来た顔面の擦過傷の写真です。」

「甲第6号証は、被害者の供述調書です。」

「甲第7号証は、事件の実況見聞調書です。」

「甲第8号証は、被告人が住居に侵入した際に使用したベンチです。」

「甲第9号証は、被告人が被害者から略取したクレジットカードの引き出し記録です。」

「乙第1号証は、被告人の供述調書です。」

裁判長「では、弁護士。証拠と立証趣旨を述べてください。」

弁護士「弁護士からは、被告人が書いた被害者あての謝罪の手紙、謝罪が受け入れられたことを立証する証拠となる示談書、またその領収書を提出いたします。」

【証人尋問】

裁判長「証人の取調べを行います。証人、カードに書かれている氏名等に間違いはありませんね。」

証人 「はい。」

裁判長「それでは、宣誓書を声に出して読んでください。」

証人 「良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。」

裁判長「では、お座りください。嘘の証言をすると偽証罪として処罰されることもありますから、注意してください。では弁護人、主尋問をどうぞ。」

弁護人「被告人との関係を述べてください。」

証人 「父親です。」

弁護人「被告人の性格はどのような性格ですか？」

証人 「気の小さいところはありますが、とてもやさしい子です。」

弁護人「被告人の妻子は今どうしていますか？」

証人 「私が住む金沢で一緒に暮らしております。」

弁護人「被告人が社会復帰をした時に、一緒に住む意思はありますか？」

証人 「はい。あります。」

弁護人「尋問は以上です。」

裁判長「では、検察官、反対尋問をどうぞ。」

検察官「現在、被告人が借りていた社宅はどうなっていますか。」

証人 「引き払っています。」

検察官「被害者との示談は誰が行いましたか。」

証人 「私と弁護士さんです。」

裁判長「では、裁判所の方からもお尋ねしたいと思います。被告人は借金を苦に今回の事件を起こしたわけですが、なぜあなたに借金のことを相談しなかったのでしょうか。」

証人 「言い出しにくかったのだと思います。」

【被告人質問】

裁判長「被告人の取調べを行います。弁護人どうぞ。」

弁護人「なぜ借金が生じたのですか。」

被告人「自分の乗っていた車が追突されたため、ローンを組んで新たに車を買うことにしました。前に乗っていた車より良い車と思い、高級な車を購入しました。そしてそのすぐ後に、その車で事故を起こしてしまい、お金をローン会社から借りて、修理に出しました。しかし、修理に出して直した直後に車を盗まれてしまいました。そのほぼ同じ時期に子どもが生まれました。車が無いと不便なので、別のローン会社からお金を借りてワゴン車を購入しました。」

弁護人「あなたの月収はいくらでしたか？」

被告人「手取りで26万円くらいありました。」

弁護人「あなたは家計のやりくりが上手だったと思いますか。」

被告人「いいえ。思いません。」

弁護人「前科はありますか？」

被告人「いいえ。ありません。」

弁護人「あなたは被害者から取り上げた携帯電話を、逃げる前になぜ被害者の近くに置いたのですか。」

被告人「被害者が苦しそうだったので、あとで助けを呼べるようにと思って置きました。」

弁護人「逃げる前になぜ被害者の手足の結束バンドをはずしたのですか。」

被告人「痛そうだったからです。」

弁護人「お父さんの言うことは今後聞けますか。」

被告人「はい。」

弁護人「奥さんの言うことも今後聞けますか。」

被告人「はい。」

弁護人「示談金はすべてお父さんのお金ですか。」

被告人「はい。」

弁護人「今後こういうことは絶対しないと誓えますか。」

被告人「はい。誓えます。」

裁判長「では、検察官、質問をどうぞ。」

検察官「なぜ犯罪に考えがいたったのですか。」

被告人「インターネットを見ていたら、絶対につかまらない強盗の方法について書いてあったので、これならつかまらなと思いました。」

検察官「借金が家族にばれるのと、強盗がばれるのとどちらがこわいと思いましたか。」

被告人「強盗です。」

検察官「なぜ罪を犯す前に、その考えにいたらなかったのですか。」

被告人「……………」

検察官「なぜ、罪を犯す前に、借金のことについて家族に相談しなかったのですか。」

被告人「……………」

裁判長「私からもいくつか質問をします。あなたは、勝てると思って一人暮らしの女性の家をねらったのですか？」

被告人「いいえ。」

裁判長「借金がふくらんだ根本的な原因はなんだと思いますか。」

被告人「贅沢をしようとしたからだと思います。」

裁判長「では、今後生活の質は変えられますか。」

被告人「努力します。」

#### 【論告・弁論】

検察官は、被告人の経済観念の欠如や「見栄っ張りな性格」などを挙げ、再犯の可能性は否定できないことや被告人が警備会社で得た知識や技術を使い、強盗の目的で周到な準備をしていること

などから被告人に同情の余地は無いとして、7年の実刑を求刑した。

一方、弁護人は、示談が成立していることや前科が無いこと、暴行行為は悪質ではないこと、自白し捜査に協力していること、反省の態度があること、犯行は単独であること、父親が面倒をみることを誓約していること、などから執行猶予付きの配慮を求めた。

【資料2】

学籍番号		氏名		月	日
<p>最初の意見</p> <p>1. 意見（主張） 実刑にするべき</p> <p>2. 根拠（1の主張を裏付ける証言や証拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被告人が被害者に言った「声を出さね、もしも出した痛い目にあうぞ」という言葉</li> <li>物品等、用意があったこと</li> <li>被告人はインターネットで強盗方法を調べている。</li> </ul> <p>3. 根拠の説明（2の根拠を使って説明する）</p> <p>物品を用意し、方法を調べておくなど、計画性があり、悪質である。 また女性へ言った「痛い目にあうぞ」という言葉にも悪意がある。</p>			<p>評議後の意見</p> <p>1. 意見（主張） 実刑にするべき</p> <p>2. 根拠（1の主張を裏付ける証言や証拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者に残った被害が大きい</li> <li>物品が用意され、強盗方法をインターネットで調べていた</li> <li>被告人にはローンを残っており、妻子がいる</li> </ul> <p>3. 根拠の説明（2の根拠を使って説明する）</p> <p>被害者に残された被害、心の傷は大きい。 また計画性のある犯行のため、悪意がある。 ローンが残り、妻子がいることから、再犯の可能性もある。</p>		

（いしがき・あきこ メディア社会学科）

参考文献

1. 入部明子著『その国語力で裁判員になれますか?』明治書院 2008年4月
2. 入部明子著『体験!裁判員』明治書院 2009年4月
3. 経済産業省 社会人基礎力に関する研究会「中間取りまとめ」(参考) 2006年2月
4. 経済産業省 社会人基礎力に関する研究会「中間取りまとめ」(概要) 2006年2月
5. 経済産業省 社会人基礎力に関する研究会「中間取りまとめ」(本文) 2006年2月
6. 経済産業省『社会人基礎力のススメ』2006年3月
7. 経済産業省『社会人基礎力に関する緊急調査』2008年4月
8. 経済産業省『今日から始める社会人基礎力の育成と評価』2008年6月
9. 経済産業省『社会人基礎力実施モデル校について』2009年4月
10. 経済産業省『大学生の「社会人観」の把握と「社会人基礎力」の認知度向上実証に関する調査』2010年6月
11. 経済産業省『社会人基礎力育成の手引き』2010年6月
12. 経済産業省『体系的な「社会人基礎力」育成・評価モデルに関する調査・研究』2011年3月

## Verification of the improvement in communication ability by a moot court For “communication theory” of the four departments as FYE

Akiko Ishigaki

In order to convey a self-idea exactly in modern society, the communication ability with logical thinking is indispensable. In this paper, while reconfirming the communication ability needed in modern society as basic skills to work in society which the Ministry of Economy, Trade and Industry presents, the example of educational practice by a moot court is introduced, and the effect is verified.

Keyword: communication ability, logical thinking, basic skills to work in society